

公益社団法人 福島県診療放射線技師会 寄附金等取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人福島県診療放射線技師会（以下「この法人」という。）が寄附者から金銭又はその他の財産（以下「寄附金等」という。）の給付を受ける場合の取扱いについて定め、もって財産の適正な管理等に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において寄附金とは、寄附者がこの法人が行う公益目的事業等に要する経費に充てるため、反対給付を受けることなく給付する金銭をいう。

2 この規程においてその他の財産とは、寄附者がこの法人が行う公益目的事業等の実施に使用するため、反対給付を受けることなく給付する物品・固定資産等（以下「寄附物品等」という。）で金銭以外のものをいう。

(寄附の申入れがあった場合の取扱手続)

第3条 寄附者からこの法人に対し寄附の申入れがあったときは、寄附内容（寄附金又はその他の財産）を確認しなければならない。

2 前項の寄附の申入れを受ける場合には、理事会の承認を得なければならない。

3 寄附の申入れを受けることとなったときは、当該寄附者に連絡するとともに、書面により寄附の申入れを受けるものとする。

4 前項の書面には、次のような事項を記載する。

- (1) 寄附者の住所・氏名
- (2) 寄附金の額・金銭の種類（現金・有価証券その他）
- (3) 寄附物品・固定資産の量・種類等
- (4) 寄附金については、その使途を限定しない一般寄附金、又はその使途が特別に指定されている特定寄附金の区分を記載する。
- (5) その他必要事項

5 寄附金又は寄附物品等を受領したときは、寄附者に対し受領書を発行するとともに、この法人として適宜な方法により感謝の意思表示を行うものとする。

(賛助会員会費の取り扱い)

第4条 賛助会員会費については前条の定めにかかわらず、正会員会費と同様の扱いとし、50%を法人会計、50%を事業会計に繰り入れる。

2 賛助会費の徴収に際しては、前項の会計配分を通知するものとし、賛助会員より使途について特に指定のある場合は賛助会員の意志に従うものとする。

(寄附金の事務処理手続)

第5条 寄附金をこの法人の基本財産として扱う場合には、理事会の決議を得なければ

ならない。

(寄附物品等の事務処理手続)

第 6条 寄附物品については、この法人の物品の取扱いに関する規程等に定める手続きに従い処理するものとする。

- 2 寄附された固定資産を基本財産として扱う場合には、理事会の決議を得なければならぬ。
- 3 寄附された固定資産については、適正な評価額により固定資産に計上するとともに、財産管理台帳等に登載しなければならない。
- 4 固定資産で登記を要するものについては、寄附者の協力を得て必要な登記をしなければならない。

(委 任)

第 7条 この規程に定めるもののほか、寄附金等について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、公益社団法人福島県診療放射線技師会の設立の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。
- 2 この規程は、理事会の議決を経なければ変更できない。